

第 1 1 0 回
国有財産東海地方審議会

開催日：平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日（月）

場 所：東海財務局 2 階大会議室

第 110 回国有財産東海地方審議会議事録 目 次

1. 開会	・・・・・・・・・・ P 1
2. 東海財務局長挨拶	・・・・・・・・・・ P 1
3. 諮問事項の審議	
第 1 諮問 愛知県名古屋市中区に所在する財産を独立行政法人国立病院機構に対し、 病院敷地として時価売払いすることについて	・・・・・・・・・・ P 2
第 2 諮問 愛知県名古屋市瑞穂区に所在する土地を社会福祉法人紫水会に対し、 特別養護老人ホーム等敷地として時価売払いすることについて	・・・・・・・・ P 5
第 3 諮問 愛知県名古屋市守山区に所在する財産を名古屋市に対し、養護学校敷 地として時価売払いすることについて	・・・・・・・・・・ P 11
第 4 諮問 愛知県岡崎市に所在する財産を岡崎市に対し、市営住宅敷地として時 価売払いすることについて	・・・・・・・・・・ P 14
第 5 諮問 愛知県名古屋市北区に所在する財産を学校法人愛知学院に対し、大学 敷地として時価売払いすることについて	・・・・・・・・・・ P 19
4. 東海財務局長挨拶	・・・・・・・・・・ P 29
5. 閉会	・・・・・・・・・・ P 29

第 110 回 国有財産東海地方審議会

日時：平成 28 年 11 月 28 日(月)

13 時 30 分～15 時 20 分

場所：東海財務局 2 階大会議室

1. 開 会

小栗管財総括第一課長：

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 110 回国有財産東海地方審議会を開催いたします。

審議に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、管財総括第一課長の小栗と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の成立報告をさせていただきます。

本審議会は、国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができないこととなっております。本日は、委員総数 13 名のうち 10 名の方にご出席をいただいておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、山口委員におかれましては、都合により少し遅れる旨のご連絡をいただいております。

また、種村会長におかれましては、本日、急遽、所用により欠席との連絡をいただきました。しががままで、本日の議事進行につきましては、長谷川会長代理に務めていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

では、恐れ入りますが、この後は長谷川会長代理に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

長谷川会長代理：

それでは、きょうは急遽、ピンチヒッターということで、私が会長代理を務めることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 東海財務局長挨拶

長谷川会長代理：

それでは、審議に先立ちまして、長谷川東海財務局長からご挨拶をお願いします。

長谷川東海財務局長：

東海財務局長の長谷川でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多用なところ出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素より国有財産行政につき

ましてご指導・ご助言を賜っておりますことを、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、国有財産は言うまでもなく国民共有の貴重な財産でございますので、これは適正な方法により管理・処分する必要がございます。従来、行政目的で使われていた国有財産で不要となったものにつきましては、地域と連携した有効活用を図ることによって、地域や社会のニーズに対応することが求められております。

こうした中で、政府が掲げております1億総活躍社会の実現を目指す施策の一つといたしまして、待機児童解消や介護離職ゼロに向けた国有地のさらなる活用という項目が盛り込まれております。

この方針を踏まえまして、財務省におきましては、保育施設や介護施設の整備に係る国有地の活用策を促進しておりまして、当局といたしましても、地方公共団体など関係機関に対する施策の説明や、利用可能な国有財産の情報提供に、積極的に取り組んでいくところでございます。

本日は、5件諮問事案がございますけれども、その中には、介護施設として活用する事案も含まれているところでございます。また、その他の案件につきましても、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用が図られるものと考えております。あわせて、その売却収入が国の財政にも貢献するものと考えております。

限られた時間ではございますけれども、さまざまな分野でご活躍されておられます委員の皆様方から、忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

長谷川会長代理：

ありがとうございました。

3. 諮問事項の審議

長谷川会長代理：

本日は、平成28年10月27日付で東海財務局長より諮問のありました5つの事項について、委員の皆様方にご審議をお願いすることになっておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第1諮問についてお諮りをしたいと存じます。事務局から説明をお願いします。

小谷管財部長：

管財部長の小谷でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1諮問につきまして説明をいたします。

本件は、愛知県名古屋市中区三の丸四丁目に所在します土地4,062.35平方メートルと、建物、立木竹及び工作物を、独立行政法人国立病院機構に対し、名古屋医療センター建

替用地として時価売払いをしようとするものでございます。

まず初めに、財産の沿革についてご説明をいたします。

対象財産は、昭和 20 年に旧陸軍省より旧大蔵省が引き受け、普通財産として管理された後、昭和 26 年以降、国家公務員宿舎敷地として使用してまいりましたけれども、平成 27 年 3 月及び 10 月に用途廃止され、東海財務局より引き受けしたものでございます。

財産の位置図でございませけれども、対象財産を赤丸で表示しております。JR 名古屋駅の北東方約 2.8 キロメートル、地下鉄名城線市役所駅の北東方約 300 メートルに位置しております。

次に、財産の案内図でございませ。対象財産を赤色で表示しております。本地の西側には、青色で表示をいたしました名古屋医療センターが所在をし、さらに西側には、市道大津橋城北新町線、通称大津通をはさんで名城公園が広がっております。また南側には、法務総合庁舎のほか、名古屋市役所などの官公庁が所在をしておりまして、名古屋城の外堀の内側に所在する閑静な地域となっております。

次に、財産の航空写真でございませ。対象財産を赤枠で表示をしております。土地の形状は、南北が 90 メートル、東西が約 45 メートルの整形地でございませ。西側は名古屋医療センターに、また北側は中部管区警察局長東大手宿舎に接しておりまして、南側及び東側は、市道三の丸第 1 号線に接道をしております。

なお、都市計画法上、第二種住居地域、建ぺい率 50%、容積率 200%に指定をされ、第一種風致地区の指定を受けております。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地、名古屋城三の丸遺跡の区域内に所在をしております。

続きまして、財産の周辺図でございませ。対象財産を赤色で示し、名古屋医療センターを青色で表示をしております。

ここで、簡単に名古屋医療センターについてご説明をさせていただきます。

青色で示してあります名古屋医療センターの敷地面積は、約 5 万平方メートル、主な施設は、外来管理診療棟、治療棟・病棟、臨床研究棟、看護助産学校、看護師宿舎、それから病棟・サービス棟などでありまして、診療科数は 31、病床数は 740 床となっております。

当医療センターは、愛知県から地域医療支援病院及び地域災害拠点病院として承認等を受けておりまして、またエイズ診療拠点病院や、地域がん診療連携拠点病院など、厚生労働省の指定を受け、この地域の医療において大変重要な役割を担っております。

一方で、臨床研究棟が築 41 年を経過するなど、建物の老朽化が進んでおりまして、絶えず補修を繰り返しておりますけれども、抜本的な改善には至っていない状況でございます。

また、ここ 30 年間で見ますと、診療科の数が 20 科から 31 科に増加、医師や看護師の数が約 600 名から 1,200 名に倍増。また病室におきましては、医療設備や患者監視装置などを設置する必要があるため、病床の必要面積も拡大をしておりまして、狭隘化が

進んでおります。ちなみに、厚生労働省が定める病床の面積基準について見ますと、平成 13 年の改正によって、1 床当たり 4.3 平方メートルから 6.4 平方メートルに増加をしております。

さらに、駐車場については、1 日に約 500 台が来院するのに対し、240 台分の設置にとどまるため、午前中の外来時間帯では、恒常的に満車状態が続き、周囲の道路に駐車待ち車両が溢れるということで、交通障害が顕在化している状況となっております。

次に、利用計画図でございます。このように老朽、狭隘化した病院施設の改善を図るために、全面建替えを計画しております。

まず基本設計、実施設計は、平成 29 年度から 31 年度に行い、次に、病院業務を継続しつつ、解体工事と建設工事を順次進めていくこととしております。こうしたことから、工事期間は平成 32 年度から平成 37 年度となり、新病院の全面供用開始は平成 38 年度を予定しております。

また、駐車場は 430 台分を整備予定としておりますけれども、新病棟着工までの間、駐車場不足に対応するため、本財産を一旦、暫定駐車場として活用し 108 台分を整備する予定としております。

このように、病院の全面建替えを行うには、隣接するこの対象財産は必要不可欠な土地であるとして、相手方から取得要望があったところであり、利用計画は、病院機能の向上や、災害拠点病院等としてより一層重要な地域医療を担うことが可能になるものと考えております。

なお、愛知県に対しまして本病院の計画について意見照会を行いましたところ、施設の近代化により、地域医療支援病院、地域災害拠点病院等として今まで以上に充実することが期待をされ、有益な建替えである旨の回答をいただいております。

最後になりますけれども、処分方法について説明をいたします。

相手方は独立行政法人国立病院機構であり、処理区分は時価売却でございます。契約方法は、会計法第 29 条の 3 第 5 項並びに予算決算及び会計令第 99 条第 21 号の規定に基づく随意契約を予定しております。

また、売払いに当たりましては、国有財産法第 29 条の規定により、名古屋医療センター敷地として売買契約の日から 10 年間の用途指定を付すこととしており、代金の納付方法は即納でございます。

なお、本財産の売却収入につきましては、東日本大震災復興特別会計に繰り入れ、復興財源に充てることとなっております。

以上で、第 1 諮問の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

長谷川会長代理：

ただいま事務局から説明がありました。本件に関しましてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

もしございませんようでしたら、本件につきましては諮問どおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、諮問どおりといたします。

次に、第2諮問についてお諮りをしたいと存じます。

事務局から説明をお願いします。

小網管財部次長：

管財部次長の小網でございます。よろしくお願いたします。

本件は、名古屋市瑞穂区神穂町に所在します土地 2,234.80 平方メートルを、社会福祉法人紫水会に対し、特別養護老人ホーム等敷地として時価売払いしようとするものでございます。

初めに、財産の沿革についてご説明いたします。

対象財産は、昭和 34 年 9 月に、旧建設省が民有地を買収し、昭和 46 年 3 月に旧名古屋国道維持第一出張所庁舎を新築いたしました。その後、平成 24 年、東海財務局において国有財産法に基づく実地監査を行ったところ、庁舎全体に余剰が確認されました。このため、近隣でより多くの余剰が生じていた名古屋市千種区に所在する名古屋国道事務所統合道路管理情報センターに移転することにより、双方の余剰を解消し、跡地である本財産については速やかに売却することが適当である旨、中部地方整備局に対し監査結果を通知いたしました。

これを受け、平成 27 年 11 月に庁舎移転し、平成 28 年 3 月に建物の解体が完了したことから、同年 3 月 31 日に財務局が引き受けたものでございます。

次に、位置図をご覧ください。対象財産は赤丸で表示しております。市営地下鉄名城線妙音通駅の南西方約 650 メートル、熱田神宮からは南東方約 1.7 キロメートルに位置します。

次に案内図をご覧ください。対象財産は赤色で表示しております。西隣には国土交通省名四国道事務所、南隣には国土交通省の宿舎が隣接しております。周辺は、ブラザー工業株式会社の工場のほか、マンション、戸建て住宅等が混在する地域となっております。

なお、西側に名古屋高速道路と国道 1 号線が並走する幹線道路がございますが、200 メートルほど離れておりまして、比較的静かな環境となっております。

都市計画法上は準工業地域、建ぺい率は 60%、容積率は 200%に指定されているほか、絶対高 31 メートル高度地区、大規模集客施設制限地区等にも指定されております。

次に、航空写真をご覧ください。紫水会では、本財産を活用して特別養護老人ホーム 100 床のほか、ショートステイ 20 床を併設した事業を計画しております。本事業については、現在、政府を挙げて取り組んでいる 1 億総活躍社会の実現に向けた政策の一つである介護離職ゼロにも寄与するものであり、国有財産の有効活用に資するものと考えて

おります。

整備スケジュールについては、平成 29 年 3 月に工事着工し、30 年 4 月の開所を予定しております。

次に、施設イメージ図をご覧ください。鉄骨造 5 階建ての建物は、1 階に事務室のほか地域交流室などを配置し、2 階から 5 階が入所者の居室となっております。

次に、居室配置図をご覧ください。居室は、窓側にベッドを配置することで日当たり良好となるほか、緊急時における避難も容易となります。

居室イメージ図をご覧ください。本施設の特徴は、プライバシーに配慮した新しいタイプの多床室型特別養護老人ホームとして整備される点にあります。従来型の特別養護老人ホームでは、各入居者のスペースをカーテン等により仕切るタイプが一般的でした。これに対して、新多床室型では、壁、建具等により仕切ること等により、個人のプライバシーと尊厳の保持を大切にしたいものとなっております。

続きまして、処分予定相手方及び事業認可の状況についてご説明させていただきます。

紫水会は、平成 10 年に名古屋市から社会福祉法人として認可を受け、同市内を中心に、複数の特別養護老人ホーム等の運営実績を有する社会福祉法人です。なお、紫水会については、平成 24 年度第 104 回の審議会事案として、名古屋市北区の国有地を特別養護老人ホーム等敷地として売却した実績がございます。

事業認可の状況につきましては、名古屋市が平成 28 年度着工分特別養護老人ホーム整備事業者の募集を行ったところ、紫水会において本財産を活用した整備計画をもって応募し、選考において、瑞穂区は特別養護老人ホームの整備率が低いことや、紫水会の事業運営実績、認知症カフェの開催などの社会貢献の実績等、事業計画を総合的に勘案されて、本年 9 月、正式採択されております。

なお、愛知県並びに名古屋市に対し、本件整備計画について意見照会を行ったところ、特に問題とする意見はございませんでした。

最後に、処分方法についてご説明いたします。

相手方は社会福祉法人紫水会であり、処理区分は時価売払でございます。契約方法は、会計法第 29 条の 3 第 5 項、並びに予算決算及び会計令第 99 条第 21 号の規定に基づく随意契約を予定しております。

また、売払いに当たりましては、国有財産法第 29 条の規定により、特別養護老人ホーム等敷地として売買契約の日から 10 年間の用途指定を付すこととしております。なお、代金の納付方法は即納でございます。

以上で、第 2 諮問の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

長谷川会長代理：

ただいま事務局から説明がありました。本件に関しましてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

金森委員、どうぞ。

金森委員：

2点ほど確認したいのですが。1つは、この紫水会以外に購入の希望先はなかったのかどうかということ。それと、先ほどの説明でもありましたけれども、平成24年に北区の国有地をこの紫水会が購入されているわけですがけれども、国有地払下げを受けてこのように事業に充てようとする社会福祉法人は他にあるのかないのか。ここだけだとすると、紫水会というのは国有地についてかなり積極的に購入したいという意識を強くお持ちの法人なのか、その辺をちょっと聞きたいと思います。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局から説明をお願いします。

小網管財部次長：

まず、最初のご質問ですけれども、本件土地につきましては、紫水会以外に応募はございませんでした。

2点目でございますけれども、紫水会については、ご説明させていただいたとおり、以前にも要望がございまして、今回も公的取得要望については、ホームページだとか社会福祉法人の団体等を通じて情報提供しておりますので、そういったところからお知りになって応募されたということでございます。紫水会のほうがそういった手続も慣れているということがあるのかもわかりませんが、ほかの社会福祉法人からは特段の要望はなかったということです。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、金森委員、よろしいですか。

金森委員：

特段こちらから、ここあてに積極的に情報を提供されたということではありませんということですね。

小網管財部次長：

そうでございます。

金森委員：

わかりました。

長谷川会長代理：

ほかにどなたかございますか。

はい、眞下委員、お願いします。

眞下委員：

眞下です。案内図を見ながら質問申し上げます。

資料によりますと、ここはもともと国土交通省中部地方整備局が所有していて、周辺の土地は、西側に国交省名四国道事務所、南側に国交省堀田宿舎となっています。この一体の敷地が全部国土交通省になっていたという状況の中で、今回の対象財産が余剰部

分になって処分すると伺いました。

そこで、ちょっと疑問に思う話なのですが、余剰だから売却するということはもちろん理解はしますが、土地の一部を売却して第三者のものになってしまうと、南側奥の土地は大変使い勝手が悪くなって、全体の土地の価値が下がってしまうというのは、誰が見てもわかる話だと思います。

何が聞きたいかといいますと、残った土地の財産価値を下げても、今回の対象財産を売却しなければならないのは、やはり余剰のある部分については政策的に処分するという、そういう優先的な問題なののでしょうか、それとも別の理由があるのでしょうか。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局より説明をお願いします。

小網管財部次長：

お答えいたします。

財産の価値とか利用効率性等を考えますと、まさに今、眞下委員がおっしゃったとおりだと思われまふけれども、ご存知のとおり国の財政は非常に厳しい状況となっております。その中で、国の庁舎等の行政財産も、効率的な使用が求められているところでございますし、国において行政目的に供することが見込まれないものについては、速やかに売却をして財政に貢献することとしておりますので、その点、ご理解をいただけたらと思います。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、眞下委員、よろしいでしょうか。

ほかにどなたかございますか。

林委員、お願いします。

林委員：

第1件目も2件目も異存はございません。丁寧な説明でよくわかりました。

ただ、例えば2件目の特別養護老人ホームについて、瑞穂区においては老人ホームの整備率が低いというご説明でした。病院であれ、特別養護老人ホームであれ、やはり社会的なニーズは大変高く、必要なことは理解しているのですが、病院なら病院、特別養護老人ホームならホームというのが、その地域でどれだけ密集しているとか、人口密度の関係、あるいは人口比との関係でどれだけこういう分野でのものの強化が必要であるということがグラウンドデザイン的に見えてくると、より一層市民・国民へのアピールが大きくなるのではないかと考えました。

質問ではなく、意見でございます。

長谷川会長代理：

ただいまのご意見について、事務局より説明をお願いします。

小網管財部次長：

ご意見ありがとうございます。特別養護老人ホームの整備状況につきましては、名古

屋市のほうで実態把握をしております、その地域ごとに人口とか高齢者の数等に鑑みて、整備率の低い地域については優先的に整備に取り組んでいると聞いております。瑞穂区においては、市内において4番目に整備率が低いということで、ほかの地域も事業の募集はしているようでございますけれども、特に整備率が低いところから整備に取り組んでいると聞いております。

先生のご意見は、名古屋市にも伝えておきたいと思っております。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、林委員、よろしいでしょうか。

林委員：

ありがとうございます。よりビジュアル的に見えてきますと、近隣のホームならホームの整備状況が一目瞭然でわかるようになると思います。地域だけではなくて、人口比、あるいは年代層もホームの場合には関係あると思うのですが、そういうことも勘案していただければということで、意見をのべさせていただきました。

小網管財部次長：

ありがとうございました。

長谷川会長代理：

ほかにどなたかございますか。

滝澤委員、お願いします。

滝澤委員：

滝澤でございます。特にこの売払いに異論があるというわけではないのですが、ちょっと確認したいのでお尋ねをいたします。

こちらは民間の事業者でございます、事業計画を先に立てていると思います。どのような収入があって、どのような支出があって、収支がうまく回っていくのかという計算を立てていると思いますが、この土地の購入価格というのが、その事業計画では非常に大きなウェートを占めていると思います。もちろん建物もございますけれども、この売払いにつきましては、時価売払ということですが、この時価の算定方法、そして社会福祉法人紫水会さんは、その算定が出たら、その価格で契約をされるのか、その手続の仕方等を確認させていただきたいと思っております。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局より説明をお願い申し上げます。

小網管財部次長：

お答えいたします。

土地の価格については、不動産鑑定士に依頼をいたしまして、この土地についての評価額を出していただきます。それに基づいて、当局において審査をして、売払い予定価格を決定いたします。

それに対して、紫水会さんのほうから見積もり合わせということで、幾らで買います

という価格を提示していただいて、売払い予定価格以上の価格を提示していただいた段階で、その提示価格で契約をさせていただくということになります。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、滝澤委員、よろしいでしょうか。

滝澤委員：

はい。不動産鑑定士の先生は常に固定しているというわけではないのですね。いつも変わるわけでしょうか。その辺も聞かせていただけますか。

長谷川会長代理：

よろしく申し上げます。

小網管財部次長：

お答えします。

不動産鑑定士の選定につきましては、その評価をお願いする案件ごとに募集して見積もり合わせを行い、競争で決定しておりますので、一般的にはその事案ごとに変わることになるかと思えます。

長谷川会長代理：

滝澤委員、よろしいですか。

滝澤委員：

了解いたしました。

長谷川会長代理：

ほかにどなたか。

柴田委員、お願いします。

柴田委員：

一番最初のご説明の中に、本件に関して名古屋市に意見照会をして、問題ないというようなお話があったと伺いましたけれども、その問題ないという中には、この社会福祉法人紫水会の業績とか財務内容も含めて、売り先として適切だというようなところまでの内容が含まれているということでもよろしいでしょうか。

あわせて、この指定期間 10 年間、この紫水会の財務内容などについては、どなたがチェックする役割になるのかということもあわせて教えていただければと思います。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局より説明をお願いします。

小網管財部次長：

名古屋市からの意見照会については、紫水会に対して国有地を処分するという事も含めて、問題ないということでご意見を聞いております。

財務内容等の審査につきましては、本社会福祉法人は名古屋市の法人認可を受けておりまして、経営状況についても監督を受けているということもございますし、本件の計画についても、名古屋市において審査を行っております。その結果、採択を受けている

ということで、基本的にはその内容を尊重しているところでございますけれども、当局といたしましても、財務諸表の資料等の提出を受けまして、経営状態とか、本件の事業における資金計画等についても審査させていただいて、事業の実現性、確実性について審査をさせていただいた上で、売払い相手先として適当だと考えているところでございます。

長谷川会長代理：

柴田委員、よろしゅうございますか。

ほかにどなたかございますか。

もしございませんようでしたら、本件につきましては諮問どおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、諮問どおりといたします。

次に、第3諮問についてお諮りをしたいと存じます。

事務局から説明をお願いいたします。

小網管財部次長：

それでは、第3諮問につきましてご説明いたします。本件は、愛知県名古屋市守山区小幡1丁目に所在します土地2,343.07平方メートルと建物・工作物を、名古屋市に対し、養護学校敷地として時価売払いをしようとするものでございます。

それでは、最初に財産の沿革についてご説明いたします。

対象財産は、終戦後の昭和20年12月に、旧陸軍省より引き受けた旧小幡陸軍射撃場及び練兵場の一部であります。

その後、昭和28年に、本地を含む一帯を営林局に所管換し、国家公務員宿舎として使用されてきました。国家公務員宿舎削減計画に基づく廃止決定が行われたことから、宿舎の用途を廃止し、平成28年3月に中部森林管理局より引き受けたものでございます。

次に、財産の位置図でございます。対象財産は赤丸で表示してございまして、JR東海道本線名古屋駅の東方約9.6キロメートル、名鉄瀬戸線小幡駅の北東方約400メートルに位置しております。

次に、財産の案内図でございます。対象財産は赤色で表示してございます。西側、南側には、青色で示しました名古屋市立守山養護学校の校舎敷地及びグラウンドが対象財産を取り囲むように所在しております。

次に、財産の航空写真でございます。対象財産を赤枠で、近接する名古屋市立守山養護学校を青枠でそれぞれ表示しております。

周囲は、戸建て住宅及び集合住宅が混在する閑静な住宅地でございます。

土地の形状は、東西が約66メートル、南北が約36メートルの整形地で、四方を2.7～6.5メートルの市道で囲まれております。

都市計画法上は、第一種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%に指定さ

れております。

ここで、名古屋市内に所在する市立特別支援学校の現状についてご説明いたします。

特別支援学校とは、学校教育法の規定に基づき、視覚、聴覚、知的障害者、肢体不自由者等に対し、教育を通じ自立支援を図ることを目的として設置される学校でございます。

名古屋市は、知的障害者に対する特別支援学校を設置運営しており、市立の特別支援学校は名古屋市内に4校ございます。名古屋市内の特別支援学校4校では、平成22年から27年度までの5年間で、生徒数が約28%増加しており、特に高等部普通科の生徒増が著しく、この傾向は平成28年度以降も続くものと名古屋市では予想しております。

一方で、法令により高等部の学級編成は8人を標準とする旨規定されており、名古屋市では、特別教室を普通教室に転用するなどして対応しているものの、標準を超える10人の学級編成をせざるを得ず、適正な学習環境確保のため、特別支援学校4校全体でどのように必要教室数を確保していくかが喫緊の課題となっております。

守山養護学校は、他の3校と異なり、高等部に普通科のほか職業教育を目的とした産業科が設置されております。このため、敷地面積と生徒数との関係から、4校の中で生徒1人当たりの敷地面積が最も少ない状況にあります。今後、生徒数の増加に対応した教室数確保が求められておりますが、現状の学校敷地では、これ以上の増築が困難であることから、隣接する国有地を取得して、校舎の増築により、教室不足の解消並びに学習環境の改善を図るものであります。

次に、対象財産の利用計画図でございます。

名古屋市では、平成28年度に国有地を取得した後、29年度に実施設計、30年度より建設工事を行い、平成31年度の供用開始を予定しております。

新たに建設する校舎の規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建てとし、普通教室9室、職業教育のための自習室、特別教室13室等を配置するとしております。ここに高等部産業科を移転させ、空いたスペースを高等部普通科に配分することにより、教室不足、狭隘解消を図ることが可能となるほか、産業科における教育課程の充実を図ることができるとしております。

また、既存の校舎と国有地との間に市道が介在しており、生徒の安全確保に支障を来すおそれがあることから、既存校舎と新校舎の3階部分を上空通路で結ぶことで、生徒の安全確保を図るとしております。

当局といたしましては、名古屋市の利用目的は、学校教育法第1条に定める学校の施設であり、その公共性は高いものと認められ、もって国有財産の有効活用に資するものと考えているところでございます。

最後になりますが、処分方法についてご説明いたします。

相手方は名古屋市であり、処理区分は時価売払でございます。契約方法は、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第21号の規定に基づく随意契約を

予定しております。また、売払いに当たりまして、相手方が地方公共団体で、時価売払いであることから、財務省通達の規定に基づき、用途指定は付さないこととしております。代金の納付方法は即納でございます。

なお、本財産の売却収入については、東日本大震災復興特別会計に繰り入れ、復興財源に充てることとなっております。

以上で、第3 諮問の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

長谷川会長代理：

ただいま事務局から説明がありましたが、本件に関しましてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ。

大竹委員：

大竹でございます。わかりやすいご説明ありがとうございました。

利活用先としては大変ふさわしい相手に売払いということだと思います。ご説明の中であった利用計画図を拝見すると、黄色く塗ってあるところが市道ということで、生徒さんの安全のために上空の通路を作るとか、さまざまなコストですとか安全のための配慮をせざるを得なかったとお伺いしたところですが、この市道のところを、何とか交渉してその土地を手配するとか、そういったことは、東海財務局さんのほうでご活動はされたのかどうか、またそういった事例があるのかどうか、教えていただければと思います。

本当は、少なくとも学校と併設しているところの市道は取得をして、同時に使えれば一番有効に活用できるのではないかなと思ったので、お伺いをしました。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局より説明をお願いいたします。

小網管財部次長：

お答えいたします。

財務局といたしましても、この道路は市のほうで廃止をして、一体で活用されるのが、財産の利用の点からいっても効率的で、有効に使えると思ひまして、市との間で相談・調整もいたしましたけれども、市道の廃止に当たっては、隣接地の方の同意等が必要だということで、市のほうで関係者の方に当たって交渉したと聞いておりますけれども、自分の土地に隣接する道路がなくなると、資産価値への影響もございますので、同意が得られなかったため市道の廃止ができなかったと聞いております。

また、おっしゃったように、一部隣接しているところだけでも道路廃止をできればいいのですけれど、今度は市の道路管理の考え方として、行き止まりの道路については認定をしないという基準があるようでございまして、そこは市の中の問題として廃止ができないということになって、やむを得ずこういう形での対応となったものでございます。

長谷川会長代理：

ただいまの説明について大竹委員、いかがでございますか。よろしいですか。
続きまして眞下委員、よろしくお願いいたします。

眞下委員：

全く同じ質問でございました。ありがとうございます。

長谷川会長代理：

同じ質問ということですが、ほかにもご質問、ご意見はございませんか。
もしございませんようでしたら、本件につきましては諮問どおり答申したいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、諮問どおりといたします。
次に、第4諮問についてお諮りをしたいと存じます。
事務局から説明をお願い申し上げます。

小網管財部次長：

それでは、第4諮問につきましてご説明いたします。

本件は、愛知県岡崎市美合町に所在します9,954.38平方メートルの土地と建物、及び
工作物を、岡崎市に対し、市営住宅建替え敷地として時価売払いしようとするものでご
ざいます。

まず初めに、財産の沿革についてご説明いたします。

対象財産は、昭和40年3月に国家公務員合同宿舎の建設用地として、岡崎市との交換
により取得し、昭和42年6月に合同宿舎美合住宅1～3号棟が建設され、以降、国家公
務員宿舎として使用されてきました。

その後、平成24年11月に、国家公務員宿舎の削減計画に基づき廃止決定がなされ、
平成27年9月に東海財務局より引き受けたものでございます。

次に、財産の位置図でございます。対象財産は赤丸で表示してございまして、JR岡崎
駅の東方約2.6キロメートル、名鉄名古屋本線男川駅の南方約600メートルに位置して
おります。

次に、財産の案内図でございます。対象財産は赤枠で表示した部分でございまして、
西側には引き続き国家公務員宿舎として使用していく美合住宅4号棟がございます。周
辺には、県営住宅や雇用促進住宅のほか、戸建て住宅、マンション等が所在する閑静な
住宅地となっております。

次に、財産の航空写真でございます。対象財産は赤枠で表示した部分でございまして、
形状は、東西が約100メートル～110メートル、南北が約95メートルの台形状の土地
で、南側及び北側は、岡崎市道に接しております。

都市計画法上は工業地域、建ぺい率60%、容積率200%に指定され、また南が丘地区
計画として、建築物の高さの最高限度を18メートルとする等の制限が設けられている

ほか、宅地造成工事規制区域にも指定されております。

次に、利用計画の概要でございます。市営住宅整備計画図をご覧ください。

岡崎市は、市営住宅の中・長期的な整備計画として、公営住宅等長寿命化計画を策定しているところですが、国から本財産に係る取得要望の照会があり、活用を検討する中で、市営住宅のうち対象財産から直線距離で約 1.4～1.6 キロメートルと近隣に位置するひばり荘、陣場荘、大池荘、大平荘の 4 団地、150 戸を本財産に集約する計画を新たに策定いたしました。

この 4 団地は、いずれも老朽化が進んでおりますが、高齢者生活支援を踏まえた建物使用により建替えるには、現在の敷地では必要戸数を確保できず、現地建替えは困難であります。また、各団地を集約することで、住宅管理業務が一本化され、管理コストや管理効率の面から有益なほか、別地で建替えを行えば、居住者の移転が 1 回で済み、現地建替えに比べ移転補償経費が削減されることから、新たな土地での集約が適当としているものでございます。

対象財産は、この 4 団地より鉄道駅に近接し、周辺には病院などの施設もあり、生活利便性に優れているほか、敷地の規模や形状等からも、集約場所として適しているとして、岡崎市としては本財産に当該 4 団地を集約し、建替えを行いたいとしているものであります。

それでは、利用計画図をご覧ください。岡崎市は、平成 28 年度に取得した後、平成 29 年から 30 年にかけて基本設計等を行い、平成 32 年までに鉄筋コンクリート 4 階建て 3 棟を建築いたしまして、計 156 戸を整備し、平成 33 年以降、居住者に随時転居していただくことを計画しております。

全棟に高齢化対応のためエレベーター等を設置するほか、手すりの設置などバリアフリー化を行うこととしております。

また、高齢者世帯を想定した住戸を一定数整備することとし、当該住戸には緊急通報装置を設置するなど、高齢者に配慮した設計が予定されております。

駐車場は、敷地内に約 159 台整備し、各戸 1 台保有できるスペースを確保いたします。

このほか、子育て世帯や高齢者支援の一環として、本地内に集会所や児童公園を整備し、地域開放やイベント開催への利用など、地域住民の交流の場としての活用も予定しております。

このように、岡崎市の利用計画は市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、低額所得者に対して賃貸する市営住宅を整備するものであり、その公共性は高いものと認められ、もって国有財産の有効活用に資するものと考えております。

最後に、処分方法についてご説明いたします。

相手方は岡崎市であり、処理区分は時価売払でございます。契約方法は、会計法第 29 条の 3 第 5 項並びに予算決算及び会計令第 99 条第 21 号の規定に基づく随意契約を予定しております。用途指定は、地方公共団体に対して時価売払いをするものでありますの

で、財務省通達の規定に基づき、付さないこととしております。代金の納付方法は即納でございます。

なお、本財産の売却収入については、東日本大震災復興特別会計に繰り入れ、復興財源に充てることとなっております。

以上で、第4 諮問の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

長谷川会長代理：

ただいま事務局から説明がありましたが、本件に関しましてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

眞下委員、お願いします。

眞下委員：

単純な質問で恐縮ですが、処分方法の指定用途、指定期間について、先ほど地方公共団体だからというご説明を受けました。他の件では、名古屋市も地方公共団体ですし、それから名古屋医療センターは独立行政法人ですけど、どこがどう違って指定用途、指定期間が定められないのか、違いだけ教えていただければと思います。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局より説明をお願い申し上げます。

小網管財部次長：

基本的には、随意契約で処分した場合には、その用途に対して、指定用途を付することになっておりますけれども、地方公共団体に対して時価売払いする場合については、財務省の通達等に基づいて、用途指定を付さないことができることになっております。先ほどの名古屋市の分についても、用途指定は付さないこととしております。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、眞下委員、よろしいでしょうか。

眞下委員：

ありがとうございました。

長谷川会長代理：

ほかに、どなたかご意見はございませんか。

どうぞ。柴田委員。

柴田委員：

市営住宅の整備ということで、ほかの4つの地域のものをこちらに集約するというお話を伺いましたが、その集約した後の利用方法についてはどのように考えてらっしゃいますか。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局から説明をお願い申し上げます。

小網管財部次長：

お答えいたします。

集約した後の4つの市営住宅につきましては、岡崎市においては、まだほかにも市営住宅をたくさん持っておりまして、順次その建替えを行っておりますので、この住宅が完成する平成33年以降に建替えを行う2つの住宅の仮の入居先として当面活用すると聞いております。

長谷川会長代理：

今、事務局より説明がございましたが、よろしいですか。

続きまして加藤委員、よろしく申し上げます。

加藤委員：

全く同じ質問でした。この4つをどのように活用されるのかなと思いました。ただ、手狭になったことや、管理維持経費の縮小とか経費の削減の面から、こちらのほうに建てられるということですけど、この4つの市営住宅も狭いわけですよ。またこっちへ入居しても、同じようになってしまわないかと思えますけれども。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局から説明をお願いいたします。

小網管財部次長：

住宅の部屋のサイズのことでしょうか。

加藤委員：

そうですね。ひばり荘と陣場荘と、大池荘と大平荘ですか、これは小さいから一括して156戸にしよう今回計画されたわけですよ。また次の数々あるのを、またこちらのほうへ建替えて持ってこようということですか。

小網管財部次長：

一つ一つの部屋の大きさということだけではなくて、高齢化に対応するためにエレベーターを付けたり、共通の通路を新たに付けないといけないのですけれども、そういった部分が増えますので、現地で建替えたとなると、建物の面積自体が増えてしまって必要な戸数が確保できないということになります。まとめてこちらのほうへ建替えれば全部がクリアできるということで、別地に建替えということを計画しているということでございます。

加藤委員：

対象の市営住宅に関してはそうですね、この移転したひばり荘とか陣場荘とか、4つはどのように活用されますか。

小網管財部次長：

それは、別の住宅を建替えるにあたって、そこを出ていただくときに、仮の住宅として、空いているところを当面活用するというところでございます。

加藤委員：

でも、ここは今、既に入っているわけですね。ひばり荘とか陣場荘とか大池荘に入ってみえる方はどうなるのでしょうか。

小網管財部次長：

それは、今のこの対象財産のところに建替えた住宅が完成して、入居されている皆さんが移られるので、その後、別の住宅が建替えを始めることとなりますので、その時に移っていただく住宅として活用するという事です。順番に玉突きで移っていただくということになります。

加藤委員：

なるほど。わかりました。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、加藤委員、よろしいですか。

加藤委員：

はい。

長谷川会長代理：

ほかにどなたかございますか。

大竹委員。

大竹委員：

先ほどの眞下委員のご質問の追加というか、私もご質問を伺っていて思ったのですが、けれども、地方公共団体の場合には用途指定を付けない。つまりそれは、地方公共団体であれば公共の用に供するような活用の仕方を常に考えていただけるので、指定はしなくてもいいでしょうというのが、その通達の趣旨だとすれば、ケースとして、地方公共団体が今度、民間の方にその土地を売払われるようなケースはあり得るのでしょうか。また、なぜ用途指定を公共団体の場合には指定しなくていいのか、その通達の趣旨みたいなところを、参考までに教えていただければと思います。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局から説明をお願いいたします。

小網管財部次長：

まさにお話のとおり、公共団体が購入して使用するという事で、基本的には公用、公共用として使っていただけるということで、そういう通達になっていると理解しております。

大竹委員：

済みません。追加ですけれども、例えば売払われた事例とか、当初の目的以外の活用をされたこととか、東海財務局内では過去にございますか。

小谷管財部長：

公共団体の場合は、取得に当たって予算を計上して、あるいは議会に説明するという

過程があり、透明性がはっきりと担保されているということがあって、そういう不安定なものを取得するというのではないというのがその背景にはあると思います。ただ、取得しようとする目的によっては、例えば、いろいろな公共施設を整理するに当たって、代替地という形で売却をしたケースが多々あったわけですが、先行的に代替地として公共団体に処分をして、それが代替地の希望に見合わないといったケースがあったときに、代替地としての用途指定を違う用途に変更するといったようなことは、幾つか出ております。

ただ、しっかりとした施設を整備する前提で取得をした場合は、それが途中で頓挫をするというケースはほとんどございません。指定期間というのは10年間ですので、それから先については、20年～30年たてば、当然、施設の適正化、老朽化等によって、それが違うものに転用されたり、あるいは処分をされるというようなケースはあろうかと思えますけれども、そこはもう我々が監視をする必要がないところになっておりますので、フォローはしてございません。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、大竹委員、よろしいですか。

大竹委員：

よくわかりました。

長谷川会長代理：

ほかにどなたかございますか。

もしございませんようでしたら、本件につきましては諮問どおり答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、諮問どおりといたします。

次に、第5諮問についてお諮りをしたいと存じますが、その前に、田中委員から、審議内容が学校法人愛知学院に関する内容であることから、この諮問については審議への参加をご辞退される旨の申し出がございました。ここで一旦、田中委員がご退席されますので、しばらくお待ちください。

(田中委員 退席)

それでは、第5諮問につきまして事務局から説明をお願いします。

小谷管財部長：

それでは、第5諮問につきましてご説明をいたします。

本件は、愛知県名古屋市北区名城3丁目に所在をいたします8,290.37平方メートルの土地と立木竹及び工作物を、学校法人愛知学院に対し、大学の校舎敷地として時価売払いをしようとするものでございます。

まず初めに、財産の沿革についてご説明をいたします。

対象財産は、戦時中、旧陸軍が名古屋北練兵場として利用しておりましたが、昭和20

年8月に終戦に伴って米軍に接収をされ、昭和32年の返還により、旧大蔵省が引き受けた後、国家公務員宿舎敷地として利用してきたものでございます。

その後、建物の老朽化や、平成21年2月の城北住宅1号～3号棟への移転集約によりまして、国家公務員宿舎としての用途を廃止し、平成22年4月に東海財務局より引き受けたものでございます。

引き受けの跡地全体の面積は約3万1,000平方メートルでございますけれども、これについて公的取得要望を行ったところ、在名古屋中国総領事館及び学校法人愛知学院より取得要望がありまして、北側約2万3,000平方メートルについては、平成23年3月の第103回審議会での答申に基づきまして、学校法人愛知学院に対し売払いすることを決定いたしました。

一方、南側の中国総領事館からの要望部分、これは今回、ご審議をいただく財産ですけれども、こちらにつきましては、領事館建設には名古屋市の許可が必要であるということで、中国総領事館に対しまして名古屋市及び地元住民の了解を得ることを求め、審査を継続してまいりました。

しかし、ことし3月の名古屋市議会で、名城住宅跡地について、市民が広く利用できる地区としてのまちづくりに取り組むとの決議が全会一致でなされまして、その決議を受けて、名古屋市から財務省に対して要請がなされたことにより、総領事館の建設に係る名古屋市の許可が得られない状況が明確になったということで、本年6月に中国総領事館に対する名城住宅跡地の売却は行わない方針を決定したものでございます。

その後、本年7月から改めて名古屋市の意見を踏まえての条件付き公的取得要望の受付を行いましたところ、学校法人愛知学院から取得要望が提出されるに至ったものでございます。

それでは、財産の位置関係についてご説明をいたします。

対象財産を赤丸で表示をしております。JR名古屋駅の北東方約2.8キロメートル、地下鉄名城線名城公園駅の南約300メートルに位置をしております、交通利便性の大変高い立地となっております。

次に、財産の航空写真でございます。対象財産を赤枠で表示をしております。土地の形状は、東西が約105メートル、南北が約75メートルの整形地でございます。北側には愛知学院大学名城公園キャンパス、周囲は市営住宅、公務員住宅が所在する地域を形成しております。西側は市道大津橋城北新町線、通称大津通に面しております、南側及び東側も名古屋市道に面しております。

なお、都市計画法上、西側幹線道路から30メートルの範囲が第二種住居地域、それ以外は第一種住居地域に指定をされており、いずれも建ぺい率60%、容積率200%になっております。

ここで、簡単に処分相手方について説明をさせていただきます。

学校法人愛知学院は、愛知学院大学を初め、中学校及び高等学校等を運営する法人で

ございます。愛知学院大学は、昭和 28 年、名古屋市に設立をされ、昭和 49 年に現在の日進市にキャンパスを移しております。その後、第 103 回審議会で答申をいただき、平成 23 年 9 月に売却をいたしました本財産の北側隣接地に、平成 26 年 4 月、商学部、経営学部、経済学部の 3 つの学部を移転させ、名城公園キャンパスを開設いたしました。

しかし、名城公園キャンパスの規模の制約上、移転したこの 3 つの学部の各 1 年生については、現在も日進キャンパスに通学をしております。このため、1 年次からの体系的カリキュラムに基づく計画的な学習が困難となっており、あわせて、学生に経済的・時間的負担を強いるといった問題が生じております。

こうしたことを受けまして、大学側では、本財産を取得し、これまでの 3 つの学部に法学部を加えた社会科学系の 4 学部からなるキャンパスへと拡充することにより、これらの問題を解消し、教育環境の改善・充実を図ろうとするものでございます。

加えて、新しい名城公園キャンパスを産官学民が交流する都市型キャンパスと位置づけ、行政機関や企業、あるいは各種団体と連携した実践型講座の開講、市民に対する開放講座、公開講座の開催を通じて、社会に開かれた知の交流拠点を構築するとしております。

イメージ図をご覧くださいいただけます。

対象財産には、10 階建ての校舎を建設する計画としておりまして、整備に当たっては、既設の校舎との統一を図り、緑と調和する一体的な景観を形成するとしております。

また、キャンパスの境界にフェンスを設けず、植栽等により区切るだけの開かれたキャンパスを目指すとしております。

これら校舎の整備スケジュールとしましては、来年 6 月に対象財産を取得し、平成 30 年から校舎の整備を行い、平成 32 年 4 月から供用を開始したいという計画を立てております。

このように相手方の利用計画は、学校教育法第 1 条に定める学校施設を設置の上、教育環境の改善・充実を図るものでございます。

加えて、設置される学校施設は、取得要望の条件であるところの当該地区の都市計画及び建築関係法令上、建築が許可される施設であり、かつ名古屋市の地域の整備計画等まちづくりに係る経緯に沿った施設におおむね適合しているとの名古屋市の意見をいただいております。

以上のことから、さらなる地域との連携や貢献が期待をできるものであり、ひいては国有地の有効活用に資するものと考えております。

最後になりますけれども、処分方法について説明をいたします。

相手方は学校法人愛知学院であり、処理区分は時価売却となります。契約方法は、会計法第 29 条 3 の第 5 項並びに予算決算及び会計令第 99 条第 21 号の規定に基づく随意契約を予定しております。また、売払いに当たりましては、国有財産法第 29 条の規定により、大学敷地として売買契約の日から 10 年間の用途指定を付すこととしており、代金

の納付方法は即納でございます。

以上で、諮問事項の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

長谷川会長代理：

ただいま事務局から説明がありましたが、本件に関しましてご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ、山口委員。

山口委員：

恐れ入ります。私の聞き落としかもしれませんが、平成23年の売却のときに、もともと北側と南側という2件の募集の案件だったのか、その場合に、愛知学院さんが北側の1件だけのご応募だったのかというところを教えていただきたいのですが。

小谷管財部長：

基本的には、3万1,000平方メートル全体の取得要望について伺っているのですけれども、最終的に愛知学院大学から要望があったのは、北側の2万3,000平方メートルということです。大学側としては、当初は全体を取得して一体整備をしたいという意向は持っていたようです。ただ、在外公館、中国総領事館からも要望が出てきて、これが短時間でなかなか決着を見る状況ではないという判断のもとで、最終的には、北側の2万3,000平方メートルという要望になっております。

長谷川会長代理：

ただいま事務局から説明がありましたが、よろしいですか。

ほかにどなたかございますか。

よろしく申し上げます。金森委員。

金森委員：

私の聞き間違いかもしれませんが、総領事館に売るとすると、その際には名古屋市の許可が必要。また地元の下承も必要というような説明があったかと思えますけれども、これはどういうケースについてそういうことになるのか、ほかのところではそこまでの下承を必要とされることがあるかどうか、ちょっとその辺をまず伺いたい。

長谷川会長代理：

ただいまのご質問について、事務局から説明をお願いします。

小谷管財部長：

名古屋市は、この名城住宅跡地につきまして、もともと都市再生プロジェクト（第五次決定）を受けたエリアということで、市民が広く利用することができる地区としてのまちづくりに取り組むという意味が明らかな土地だったということ。それとは別に、これは領事館に限らずということですが、建築基準法で、床面積3,000平方メートルを超える事務所の建築に際しては、名古屋市長の法令上の許可が必要になっているということ。そういったまちづくりに沿った利用になるかどうかということをお知らせして、

名古屋市並びに地元の了解を得ることを条件としてということで、中国領事館にその旨を伝えて対応してきたということでございます。

金森委員：

在外公館だから特にそういうものが必要だという理由ではなくて、まちづくりの上で地元自治体の了承が必要だと、そういう考えということですね。

小谷管財部長：

それと、建築基準法上、在外公館に関わらず、名古屋市の許可が必要だという条件があるということです。

金森委員：

そうすると、今度の場合も愛知学院がこういう要望を出していますけれども、それについても同じ条件が今回、生じるということですか。

小谷管財部長：

今年の7月から改めて募集をするに際して、名古屋市からの意向を踏まえた条件付きでの取得要望の受付ということになっておりまして、そういったものに適合するかどうかということもあって、要望を受けて名古屋市に意見照会をさせていただいているということでございます。

金森委員：

それからもう一つ、名古屋市議会でもそういう決議があったという話でしたけれども、これもやっぱり大きな根拠になっているわけですが。

小谷管財部長：

大変重いと思います。

金森委員：

前例はありますか。

小谷管財部長：

私が承知している限りでは、ございません。

金森委員：

初めてですか。

それから、これに基づいて財務局として中国総領事館のほうへ通告なされたということですが、これは、向こうに辞退を迫ったというわけではなくて、こちらからお宅には売却できませんという通告をなされたのか。

小谷管財部長：

条件が整わないということが明らかになったということですね。要するに、名古屋市の同意、地元の同意がとれる見込みがほぼなくなったということ踏まえての方向決定ということですね。22年4月に要望を受けて、6年少し。ちょっと長い時間がかかってきたということもありまして、いつまでもそのままの状況にしておくわけにはいかないということも相まって、そういった結論に達したということですね。

金森委員：

相手の反応はどうでしたか。

小谷管財部長：

伝達した結果、大変残念だということと、その旨大使館、本国へ伝えるという、そういうことだったと聞いております。

金森委員：

特に向こうから異議があったとか、何か対抗手段をとるとか、そういう動きはありますか。

小谷管財部長：

これまでのところは、具体的なものはございません。

金森委員：

わかりました。

長谷川会長代理：

金森委員、よろしいですか。

ほかにどなたかございますか。林委員、お願いします。

林委員：

愛知学院大学で、社会に開かれた知の交流機関を目指すということと、それから名古屋市のみちづくりの整備計画というものがうまく合致したということで、愛知学院大学が要望なされる理由も、それから市民の方々へのメリットもよくわかるのですが、ご存じのように、大学の都市部への回帰が進んできておりますのと、それから少子化の問題があって、大学自体のキャンパスがばらばらになっている中での統合、あるいは縮小だけでも充実をさせていくとかという、それぞれの大学の方針というものが、名古屋市全体でもう少しアピールできるような形で進んでいけばと思いました。今後、大学自体が、これからどんどん学部や敷地を増やしてというふうにはならないと思いますので、そういう中での全体のグラウンドデザインというものもあわせて示していけるようなやり取りが必要になってくるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

長谷川会長代理：

ただいまのご意見につきまして、事務局から説明をお願いします。

小谷管財部長：

大変貴重なご意見ありがとうございます。

大学の都心回帰というのは、この名古屋に限ったわけではなくて、東京圏、大阪圏でも同じような動きがあって、昭和 30 年代から 50 年代に郊外に移転した大学の都心回帰というのが進んでおまして、この名古屋地区では、平成 19 年に名古屋学院大学の一部が瀬戸市から名古屋市の熱田区へ移転したのを皮切りに、ご存知のとおり 23 年に中村区の笹島に愛知大学が移転をし、26 年にはこの愛知学院の名城公園キャンパスが開設をしたということで、郊外の私立大学の名古屋市内への移転が続いている状況です。

少子化を控えて大学の運営も大変難しくなるということで、戦略的に学生を集めることについてアピールの一環というのものもあるでしょうし、やはり環境のいいところで勉強に励んでいただきたいという学校の思惑もあろうかと思えます。

名古屋市には 18 の大学のキャンパスがあるということですがけれども、特に大きな名城大学、中京大学、愛知大学、南山大学、この愛知学院もそうですけれども、そうした考え方で整備を進めてきているところかと思えます。

恐らくどこの大学さんも、中期的・長期的な展望を持って整備を進めてきている中で今回、先にキャンパスをオープンしたところの隣接エリアということで取得要望が出てきたという認識をしております、今、ご指摘の点も含めて、大学には、そういった意見が出されていることをお伝えさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

長谷川会長代理：

ただいま事務局から説明がありましたが、林委員、よろしいですか。

林委員：

ありがとうございました。

長谷川会長代理：

ほかにどなたかございますか。

では柴田委員、お願いします。

柴田委員：

キャンパスの移転ということに関して特段異論があるわけではないのですけれども、今回、名城公園キャンパスのほうに商学部、経営学部、経済学部、あるいは法学部の学生が移ることによって、名城公園キャンパスのほうが一体的に運営されるということに関しては非常にいい話だと思っております。一方で、日進キャンパスからはそれだけの学生がいなくなるということに関して、その地域の住民、あるいは何らかの経済活動に影響が出てくるというようなことがないのかどうか、あるいはそういうことを懸念する必要はないのかということについてご意見を伺いたしたいと思います。

長谷川会長代理：

ただいまの柴田委員からのご質問について、事務局から説明をお願いします。

小谷管財部長：

現在の名城公園キャンパスの在籍学生数が、今年の5月1日の数字ですが、3つの学部の2学年以上で2,672名ということです。今回、取得をして新しい建物を建てて規模を拡充するということによって、日進キャンパスから2,234名、要するに商学部、経営学部、経済学部の1年生と、それから法学部全体を合わせて2,234名が名城公園キャンパスに転籍をするということになります。

日進キャンパスは現在、移転する前の在籍者数で言いますと7,468名の学生数が出て、先ほどの2,234名を除くと、残り5,234名という規模のキャンパスが残ることになり

なります。日進キャンパスには文学部、それから心身科学部という大学の核となる学部も残りまして、更にこういった学部の充実・強化を図るということ聞いておりますので、著しく日進キャンパス周辺がさびれるというか、すたれるということはないのではないかと考えております。

長谷川会長代理：

今、事務局から説明がありましたが、柴田委員、よろしいですか。

柴田委員：

はい、わかりました。

長谷川会長代理：

ほかにどなたかございますか。

はい、どうぞ。

大竹委員：

この案件は、愛知学院さんに処分というところは全然問題ないと思うのですが、在外公館のところについては、やっぱりセンシティブな話でもありますので、確認をとらせていただきたいので、根拠を、もう一度整理して教えていただければと思います。今回は、名古屋市が許可をしないという前提がはっきりしたので、中国総領事館としての活用はできませんということを国が中国のほうへお伝えいただいたということだったと思うのですが、ご説明の中に住民の了解がとれるかどうかでありますとか、まちづくりに資するかどうかといったようなお話がありました。名古屋市議会での決議というものが、どうして国の資産を売払うときにそこまで重要になるのか、その根拠を教えてください。

小谷管財部長：

市議会そのものは、住民の代表で、住民の声をそのまま反映するということになりまして、議会で、なおかつ全会一致でそういった決議が採択されたというのは、大変重いものだとして認識しております。

それは一つの形式的な部分で、はっきりとそういったものが示されたということございまして、建築基準法上の許可もおりないという状況が明らかになったことで、トータル的に見て、領事館が建築をしたいとする建物があの土地にはできないという判断をしたということになります。

長谷川東海財務局長：

補足させていただきますけれども、名古屋市議会の議決とか、それから地域住民の了承とか、それらは、基本的に名古屋市が判断するに当たって考慮したであろうということでありまして、主語は名古屋市だということです。加えて、先ほどから説明があります建築基準法上の許可を行う主体も名古屋市です。その名古屋市が許可を恐らくしないであろうという前提であれば、私どもとしてはなかなか売ることができないということを、財務省として総領事館に説明をしたわけですから、名古屋市が判断するに当たっては、今言

ったような市議会の議決とか、住民の了承の話とか、その土地の利用の仕方とか、そういうことを名古屋市さんが勘案されただろうという、そういう理解でございます。

大竹委員：

国の土地をどう活用するかどうかという判断をするときに、例えば今回のケースだと、名古屋市議会の決議というものが、さっきの金森委員のご質問にあったとおり、非常に重要視されているので、その行為をしようとするときに、その利活用される方々のご意見みたいところがやっぱりキーになってしまったというのは事実だと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

長谷川東海財務局長：

重要な要素になったというのは、名古屋市の判断において重要な要素になったろうということでございます。国としての判断の中にあつたというよりは、名古屋市がその許可ができないという判断をされたということが、私どもとしては直接的な理由になっています。

長谷川会長代理：

大竹委員、よろしいですか。

大竹委員：

はい、結構です。

長谷川会長代理：

続きまして金森委員、どうぞ。

金森委員：

今回、7月に再度募集された際には、その条件を付けての募集だったという説明をされたようでしたけれども、これは今言ったように、名古屋市が了承するようなものでなければならぬとか、そういう条件だったのでしょうか。

小谷管財部長：

市議会での議決を経て、名古屋市長から私どもに対して、この跡地の活用に係る要望というのが出されてきております。これは、都市再生プロジェクトに指定されたエリアということを前提として、この土地は第一種住居地域でもありますので、第一種住居地域にふさわしい、市民が広く交流することのできる施設が立地をし、良好な文教的環境が形成されるようなまちづくりができるよう、適切な対応を早急に行ってほしいと、こういう要望が出てきておりますので、そうしたものに合致する施設であるということの一つの条件としたということになります。

金森委員：

わかりました。今回のこの地区については、一応、利用も大体こういうことで確定しそうな感じですが、この名城公園の一带というのは、昔の公務員宿舎がたくさんあったところで、まだほかにもこれから再利用を考えなければいけないところがあるのではないかという気がしておりますけれども、もしあれば、どういうところが残ってい

るのか教えていただけますか。

小谷管財部長：

ご案内のところかと思えますけれども、あの名城・城北エリアで、愛知学院大学の名城公園キャンパスの北側で、一番北の端に、私どもの城北住宅という集約立体した大きな公務員宿舎が建ちました。その間に、旧城北住宅というのがまだございまして、既に退去して閉鎖をしているという状況ですが、これが約2万平方メートルございます。こちらについても、これから処分を進めていくこととしておりますけれども、こちらについては、当然、個々の財産の特性に応じた新たな処分方策を検討しなければいけないのですけれども、名古屋市から、その利活用に当たって検討に時間が欲しいという要望を受けまして、個別に活用方針を定めるということで、具体的には平成30年度末までに検討をするという前提で、処分を留保するということを決定しております。

新聞ではいろいろと報道されたりしておりますけれども、まだ具体的に明らかにされているものは何もないということです。ただ、貴重な都心部に残る財産ですので、それについて期限を区切って検討させてほしいという要望を受けて、処分を一旦留保するという状況になっております。

金森委員：

残り2万平方メートルあるということですから、今回、トータル3万平方メートルですから、その3分の2程度、かなり広い土地だと思いますけれども、これについても今、説明があったように、名古屋市がどういう利用、あるいはどういう市民に資する計画をつくるかということが出てくる、それを見た上での公募になるということですか。

小谷管財部長：

それを踏まえて処分方法を含めて検討していく、考えていくということになります。

金森委員：

今回と同じような形になるという可能性はないでしょうか。

小谷管財部長：

その時点で、具体的に名古屋市としてこうしてほしいという要望があつて、我々の管理処分方針に照らし合わせてそれが妥当だということであれば、そういった条件のもとで処理をしていくということになりますけれども、結局、具体的な利用計画が立たずに、公募という形にならないとは限りません。一応、まちづくりに関する基本的な青写真は名古屋市が持っておりますので、民間が利用するにしても、そうした考え方に沿ったものという方向にはなるものと思います。

金森委員：

今回、6年間もたな晒しになってしまった。次にもし公募される場合も、一旦ある応募者から受け付けたはいいいけれども、名古屋市がだめだと言っているから、まただめになったということで、また無駄な時間が経ってしまうと、これは何をやっているんだという話になりますので、そういうことがないようにお願いしておきたいと思います。

小谷管財部長：

はい、ありがとうございます。十分そういう点を踏まえて対応してまいりたいと思います。

長谷川会長代理：

金森委員、よろしいですか。

金森委員：

わかりました。

長谷川会長代理：

ほかにどなたかございますか。

もしございませんようでしたら、本件につきましては諮問どおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、諮問どおりといたします。

ここで、田中委員にご着席いただきますので、しばらくお待ちください。

(田中委員 着席)

それでは、本日の諮問事項につきましては、諮問どおりとすることとなりましたので、後ほど東海財務局長に対しまして答申書をお渡しすることといたします。

最後になりますが、特に議題にとらわれず、ご意見やご要望がありましたらご発言をお願い申し上げます。何かございませんか。

それでは、特に皆さんからのご質問、ご意見がなければ、全ての議事を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

4. 東海財務局長挨拶

長谷川会長代理：

では最後に、長谷川東海財務局長からご発言がありますでしょうか。

長谷川東海財務局長：

皆様、本日は大変長時間、熱心なご審議、誠にありがとうございました。

委員の皆様からいただきましたご質問なりご要望、ご指摘、ご意見、いずれも的確なものと承知しておりまして、今後の管財行政に参考とさせていただくとともに、またこの答申を踏まえまして、今日のご意見、ご議論を踏まえまして、必要な諸手続について進めさせていただきたいと思っております。

引き続き私ども東海財務局をよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

5. 閉 会

長谷川会長代理：

ありがとうございました。本日の審議会議事進行に当たりまして、各委員の皆様方のご協力をいただきありがとうございました。

これをもちまして、審議会を閉会とさせていただきます。あとは事務局、よろしくお願い申し上げます。

小栗管財総括第一課長：

それでは、会長代理、ありがとうございました。

また委員の皆様方からは、それぞれ専門の立場から貴重なご意見を賜りまして、大変ありがとうございました。